



用語解説

*用語の右の数字は、本文の用語掲載ページ

【あ行】

ISO14001 p. 10、13、19

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が規定した、環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を軽減する活動を継続的に実施するためのしくみについての規定。これに沿って環境管理システムを構築し、審査をへて、認証を取得する。

一般廃棄物 p. 7

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

潤いの時間 p. 19

正式な名称は、さいたま市小・中一貫「潤いの時間」。さいたま市の公立小・中学校で、教育課程（時間割など）に位置付けられた本市独自の授業の名称。

「人間関係プログラム」（小学校第3学年～中学校第1学年）と「英会話」（小学校第5学年～中学校第3学年）を実施し、人間関係構築力や、英語によるコミュニケーション力をはぐくみ、国際社会をたくましく豊かに生きる児童生徒の育成を図っている。

屋上緑化 p. 11

建築物の屋上に植物を植え、緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着機能などの効果がある。

温室効果ガス p. 7、8

地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、代替フロン等3ガス（HFC、PFC、SF₆）、メタン、一酸化二窒素の6つの温室効果ガスを対象とした措置を規定している。

【か行】

環境基準 p. 6

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」により政府が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、そ

れぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

環境教育の研究指定校 p. 11

学校における環境教育を推進するための研究を委嘱した学校のこと。さいたま市教育委員会では、市立学校等に対し、本市の課題（特定課題）に関する研究を委嘱している。委嘱期間は原則2年間。

環境特性 p. 17

地形、気候、動植物など、まわりを取り巻く状態やそのものだけが持つ性質。本方針では、社会的環境、生活環境、自然環境、人文・歴史環境などを含め広くとらえている。

環境の保全と創造

p. 4、9、15、16、17、18、19、20

環境の保全とは、公害の防止など環境へのマイナスを防ぐことで、「創造」とは、環境の質を高めるなどプラスの作用を行うこと。都市化の著しい地域において良好な環境を確保していくためには、環境の保全とともに、緑の創出や野生生物の生息空間の創造など能動的に環境の形成を図っていくことが必要である。

環境ビジネス p. 10、19

企業の事業活動として成り立ちながら、環境保全に貢献するビジネスのこと。エコビジネスともいう。従来からの公害防止装置の製造メーカーや廃棄物処理業者などに加えて、環境調査・コンサルティング、環境に配慮した製品を扱う専門店など、様々な分野で新しい環境ビジネスが生まれている。

環境負荷 p. 1、5、10、16、19、20

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障となるおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境副読本 p. 13

さいたま市教育委員会が、環境教育の一環として、小・中学生を対象に作成し、学校に配布している環境学習資料。小学校中学年用、小学校高学年用、中学校用の3種類がある。

グリーン購入 p. 13、19

製品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

コーディネーター p. 10

物事を調整すること。また、その役割を担い、人や組織のつなぎ役となる人をコーディネーターという。

【さ行】

SPP (サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト) p. 12

文部科学省「科学技術・理科大好きプラン」の一角を成す施策。児童生徒の科学技術、理科、数学に対する興味・関心と知的探究心等を育成するとともに、分厚い科学技術関係人材層の形成を目的として、学校等と大学・科学館等との連携により、観察、実験、実習等の体験的・問題解決的な学習活動を実施するもの。

再生可能エネルギー p. 11

石油・石炭などの有限な化石燃料や原子力に対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光、水力、風力、地熱などの自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーに分けられる。

里やま p. 5

自然林の破壊により人為的に形成され、維持管理されてきた人里の二次林（関東地方では主としてコナラ・クヌギを優占種とする雑木材）、あるいは二次林と周辺の農地や用水路、草地、史跡などを合わせた地域の景観のこと。

CSR (企業の社会的責任) p. 10

Corporate Social Responsibility。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

市街化区域 p. 5

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、および概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域をいう。

市民活動団体 p. 4、10、12、18、19

市民が自由な意思に基づいて集まり、自律的に活動する団体。

持続可能 p. 1、2、3、4、15、16、17

将来にわたって、維持、継続できること。

一人ひとりが世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていること認識し、行動することが大切

といわれている。

省エネルギー p. 7、8、9、11

石油などの有限なエネルギー資源の消費を極力少なくすること。エネルギーの有限性が叫ばれる中、事業活動や市民の日常生活レベルにおいて取組が重要である。

生態系 p. 17

植物、動物、微生物と、それらを取り巻く大気、水、土壌などの環境とを統合した一つのシステムのこと。

総合的な学習の時間 p. 11、12、19

自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとしている。各小・中・高等学校では、体験的な学習に配慮しつつ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探求的な活動となることを目指して指導計画を作成している。

ソーシャル・キャピタル (社会関係資本) p. 18

地域に暮らす人と人の絆や助けあいの輪といった意味の概念であり、市民同士のつながりや人間的な絆など、人間関係の豊かさを社会の資本としてとらえる考え方。

【た行】

棚田 p. 12

山の斜面などの傾斜地に、階段状に造られている田圃のこと。

地球温暖化 p. 1、7、13、14、16

人間活動の拡大により二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいう。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の最新の報告によれば、20世紀半ば以降の温度上昇のほとんどは人間活動に伴う温室効果ガスが原因であり、現在の政策では今後20～30年は温室効果ガス排出量が増加、さらに温暖化が続くといわれている。

中間支援団体 p. 19

資源（人、モノ、カネ、情報）の仲介や市民活動を行う主体のネットワークの促進、価値創出（政策提言、調査研究）など市民活動を支援することを主たる業務にしている団体。

【は行】

廃棄物 p. 1、7

廃棄物とは、その物を占有している者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不用となった物。廃棄物は、主として家庭から発生する生ごみなどの一般廃棄物と工場等から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別される。

パートナーシップ p. 15、16

市民、事業者、学校、市などの各主体が、それぞれの責任と役割に基づき相互に連携、協力すること。

BOD（生物化学的酸素要求量） p. 6

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称で、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。BODが高いほど汚濁が進んでおり、10mg/L以上で悪臭の発生等がみられる。

【ま行】

緑のカーテン p. 9

アサガオやゴーヤ（ニガウリ）などのつる性の植物を育て、窓や壁をカーテンのように覆うこと。日よけと植物の蒸散効果で室内を涼しく保つ効果がある。

見沼代用水 p. 5

1728年に幕府の役人であった井沢弥惣兵衛為永が新田開発のためにつくった灌漑農業用水。行田市付近の利根川の水を取り入れ約60キロメートルを流れる。東縁と西縁の二つの用水に分かれている。

見沼田圃 p. 5、6

市内を流れる芝川沿い一帯の緑地のこと。8代将軍徳川吉宗の命により、見沼溜井と呼ばれる広大な沼地を干拓し水田が広がる農地へ変えた。広さは約1260haにも及ぶ。現在は水田の他、畑や公園などが広がっている。

【ら行】

ライフスタイルキャンペーン p. 13

クールビズやウォームビズといった工夫により涼しく、暖かく過ごすことで、冷房・暖房に頼り過ぎない生活への転換を呼びかけるキャンペーン。

緑地の指定 p. 6

「さいたま市みどりの条例」の規定に基づき、自然緑

地、環境緑地、保存緑地を指定している。

緑被率 p. 5

特定の区域に占める植物の緑で覆われた土地、もしくは自然的環境の状態にある土地の割合を指す。「さいたま市緑の基本計画」では、樹林地、草地、農地、屋上緑地、水面、裸地を緑被地としている。

連携・協働 p. 3、13、15、16、18

「連携」「協働」とも、同じ目的を持つもの同士が連絡を取り合い、協力し物事に取り組むこと。特に「協働」は、市民と行政が、相互の立場や特性を尊重しつつ対等な立場から、地域や社会における共通の課題の解決や共通の目的の実現に向けて、相互の役割を明確にしたうえで、連携を図りながら協力して活動することをいう。

さいたま市環境教育基本方針の検討経過

平成20年

- 3月28日 さいたま市環境教育基本方針策定委員会【骨子検討】
- 4月24日 さいたま市環境審議会【骨子検討】
- 10月21日 さいたま市環境審議会【骨子検討】

平成21年

- 6月2日 さいたま市環境教育基本方針策定委員会【素案検討】
- 7月16日 さいたま市環境審議会【素案検討】
- 8月24日 パブリック・コメント募集【期間：8月24日～9月24日】
- 11月13日 さいたま市環境教育基本方針策定委員会【案 検 討】

さいたま市環境審議会委員

平成21年11月現在

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	松 本 幸 次	埼玉大学理学部教授
副会長	小 坂 宏	芝浦工業大学システム理工学部准教授
委 員	秋 吉 祐 子	聖学院大学政治経済学部教授
委 員	加 藤 勝 征	さいたま市農業委員会会長職務代理者
委 員	島 村 周 作	さいたま市環境保全連絡協議会会長
委 員	親 松 高 穂	さいたま市自治会連合会副会長
委 員	久 保 徳 次	さいたま商工会議所理事
委 員	柿 堺 一二三	さいたま市民生委員児童委員連絡協議会副会長
委 員	針 谷 さゆり	埼玉県中央環境管理事務所副所長
委 員	小 野 達 二	さいたま市水環境ネットワーク会長
委 員	小 林 正 治	さいたま市みどり愛護会事業部長
委 員	中 野 あゆみ	埼玉県生態系保護協会大宮支部
委 員	丸 山 繁 子	さいたま市リサイクル女性会議会長
委 員	秋 元 智 子	さいたま市環境会議会長
委 員	石 川 二 郎	市民公募委員
委 員	佐 藤 正 志	市民公募委員
委 員	酒 井 こず江	市民公募委員

さいたま市環境教育基本方針策定委員会委員

平成21年11月現在

局 等	職 名	局 等	職 名
(委員長) 環境局	環境共生部次長	市立病院事務局	庶務課長
(副委員長) 環境局	環境総務課長	消 防 局	消防総務課長
市長公室	秘書課長	会計管理者	出納課長
政策局	企画調整課長	水道局	経営企画室長
総務局	総務課長	教育委員会事務局	教育総務課長
財政局	財政課長	議 会 局	総務課長
市民局	市民総務課長	選挙管理委員会事務局	選挙課長
保健福祉局	健康増進課長	人事委員会事務局	任用調査課長
経済局	経済政策課長	監査事務局	監査課長
都市局	都市総務課長	農業委員会事務局	農業振興課長
建設局	土木総務課長	(事務局) 環境局	環境総務課

さいたま市環境教育基本方針

発 行：平成21年12月

編 集：さいたま市環境局環境共生部環境総務課

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL 048-829-1111 (代表)

FAX 048-829-1991
